

# たかさきわいわいひろば利用規約

## 第1章 総則

### 第1条（利用規約）

この利用規約は、高崎わいわいひろば事務局（以下、「事務局」とします。）が提供するポータルサイト・高崎わいわいひろば及びザ・ビジネスモールが提供するBM-テンポ（ビーエムテンポ）サービス（以下「当サービス」とします）の一切に対して適用します。

### 第2条（サービス内容）

当サービスは、既に高崎わいわいひろば及びザ・ビジネスモールのユーザーIDを取得している企業が、実店舗への集客に活用できる有料サービスです。詳細は事務局が発行するサービス内容を確認ください。

### 第3条（利用規約の変更）

1. 事務局は、利用者の了承を得ることなく、この利用規約を変更することがあります。この場合には、当サービスの利用条件は、変更後の利用規約に従います。
2. 変更後の利用規約については、事務局が別途定める場合を除いて、オンライン上に表示した時点より、効力を生じるものとします。

### 第4条（事務局からの通知）

1. 事務局は、オンライン上の表示その他事務局が適当と判断する方法により、利用者に対し随時、必要な事項を通知します。
2. 前項の通知は、事務局が当該通知の内容をオンライン上に表示した時点より効力を発するものとします。

## 第2章 利用者

### 第5条（利用者）

1. 利用者とは、事務局に当サービスへの利用申込みを行い、事務局がこれを承認した者をいいます。（以後「サービス利用者」とします。）
2. サービス利用者は、事務局に当サービスへの利用を申し込んだ時点で、この利用規約の内容を承諾しているものとみなします。
3. サービス利用者は、利用規約に定める事項を遵守しなければなりません。

### 第6条（利用資格）

利用者は高崎商工会議所の会員である。並びに高崎わいわいひろば及びザ・ビジネスモールのユーザーIDを取得する事業者に限ります。

### 第7条（利用の申込み）

1. 事務局は、当サービスの所定のサイトフォームまたは所定の申込書から利用申込みを受け付け、必要な審査・手続等を経た後に利用を承認します。
2. 利用を承認されたサービス利用者は、事務局より利用開始案内連絡（メール）が通知されます。
3. サービス利用者は、第15条（利用料金の支払い方法）1項で記載されている支払いを完了した後5営業日以内に利用開始案内連絡（メール）が届かない場合は、事務局に問合せするものとします。

### 第8条（利用期間と継続手続き）

1. サービス利用者の利用期間は、申込後、基準日を4月1日と10月1日とし事務局より利用を承認された日から次の基準日までの期間とする。
2. サービス利用者の利用継続の手続きは、前項期間満了1ヶ月前に事務局から連絡いたします。サービス利用者はその連絡により、利用の可否の申し出及び、利用料金を第15条（利用料金の支払い方法）で定められた方法により、決済するものとします。

### 第9条（利用の不承認）

1. 事務局は、審査の結果、利用申込者が以下のいずれかに該当すると判断したときは、当該利用申込者の利用を承認しないことがあります。
  - 1) 利用申込者が第6条（利用資格）に定める資格を有しない。
  - 2) 利用申込者が実在しない。
  - 3) 利用申込をした時点で、利用規約の違反等により第29条（事務局による利用資格の停止）に定める処分中であり、または過去に利用規約の違反等で除名処分を受けたことがある。
  - 4) 利用申込の際の申告事項に、虚偽の記載がある。
  - 5) その者が未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかであり、利用申込の際に法定代理人または成年後見人、保佐人、補助人の同意等を得ていない。
  - 6) 当サービスの遂行上または技術上支障がある、または支障が生じるおそれがあるとき。
  - 7) 第14条（利用料金）に定めるサービス料金の入金が確認できない場合。
  - 8) サービス利用者が仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続その他これらに類する状況に該当する場合、あるいはサービス利用者の振り出しにかかる手形、小切手が不渡りになるなど信用状態が悪化したと事務局が判断した場合。

10) その他、事務局が不相当と判断したとき。

#### 第10条（譲渡禁止等）

サービス利用者は、サービス利用者として有する権利（ID・パスワード等を含む）を第三者へ譲渡や売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできません。

#### 第11条（変更利用）

1. サービス利用者は、当サービスに掲載されている商号、所在地等の基本情報については、サービス利用者の責任で承認なく変更できるものとする。但し、事務局に登録しているユーザー情報や企業情報（商号、所在地等の基本情報）に変更がある場合は、高崎わいわいひろば利用規約に準じて変更利用手続きを行うものとします。
2. 前項の変更利用についても第9条（利用の不承認）の規定に準じて、変更利用を承認できないと判明した場合は事務局の権限により削除する場合があります。また、変更処理ができなかったことでサービス利用者が不利益を被ったとしても、事務局は一切その責任を負いません。

#### 第12条（利用取消）

1. サービス利用者が当サービスの利用を取消す場合は、所定の方法で事務局に届け出るものとします。
2. 事務局は、以下のいずれかに該当したときは、前項の届出があったものとして取り扱います。
  - 1) サービス利用者の死亡、サービス利用者に対する禁治産宣告または準禁治産宣告。
  - 2) サービス利用者が仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続その他これらに類する状況に該当する場合、あるいはサービス利用者の振り出しにかかる手形、小切手が不渡りになるなど信用状態が悪化したと事務局が判断した場合。
  - 3) サービス利用者の吸収合併または組織変更等による法人としての同一性の喪失、営業の全部譲渡。
  - 4) サービス利用者による当サービスに対する破壊行為、妨害行為ないしそれらの恐れがある場合。
  - 5) 窃盗、詐欺、恐喝、横領、背任、贈収賄、業務妨害、名誉毀損、侮辱、脅迫、公然わいせつ物陳列、電磁的記録の改ざん・破壊、不正アクセス等、サービス利用者による当サービスの悪用ないし濫用。
  - 6) 第6条（利用資格）に基づき利用資格がなくなった場合。

#### 第13条（設備等）

1. サービス利用者は、当サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備し、当サービスが利用可能な状態に置くものとします。
2. また、自己の費用と責任で、任意の電気通信サービスを経由して当サービスに接続し、利用するものとします。

### 第3章 料金等

#### 第14条（利用料金）

1. サービス利用者は、別途定める当サービス料金表の利用料金（以下「利用料金」という）を年額で支払うものとします。
2. 利用料金は、事務局が任意に変更出来るものとし、変更ある場合には、サービス利用者へ事務局から事前に連絡するものとします。

#### 第15条（利用料金の支払い方法）

1. 利用料金は、事務局が定める以下の決済方法で前払いします。市内指定金融機関への口座振込
2. 第5章 運営 第2条（事務局によるIDの一時休止等）第1項および第25条（当サービスの一時的な中断）第1項の規定によりサービス提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスがあったものとして取扱います。又、利用料金が未納でサービスが停止状態にあっても、当該停止期間の利用料金は、当該サービスがあったものとして取扱います。
3. その他、一度支払われた利用料金はいかなる場合があっても返金出来ないものとします。

#### 第16条（消費税）

サービス利用者が事務局に対して、利用料金等を支払う場合、支払いを要する額は、当該料金等の額に消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）および、同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額）を加算した額とします。

#### 第17条（利用契約解約・利用料金について）

1. 利用料金は、年間での契約となっており、サービス利用者からの申し出が会った場合の途中解約はできないものとします。
2. サービス利用者の情報を契約中であっても、表示させたくない場合は、一時休止扱いとして非掲載にする事ができます。但し、一時休止状態であっても、既に支払われている本件サービス料金は返金できないものとします。
3. サービス利用者からの申し出により、前項で行った一時休止状態を解除し、再度掲載を希望される場合は、契約満了日をむかえるまでは、データを保持しておりますので、復活できるものとします。

## 第4章 サービス利用者の義務

### 第18条（自己責任の原則）

1. サービス利用者は、自己のIDにより当サービスを利用してなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がしたか否かを問わず、責任を負います。
2. サービス利用者は、当サービスの利用に伴い、他者（国内外を問いません。また、サービス利用者に限られません。以下同様）から問合せ、クレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
3. サービス利用者は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. サービス利用者は、当サービスの利用により事務局または他者に対して損害を与えた場合（サービス利用者が、この利用規約上の義務を履行しないことにより他者または事務局が損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

### 第19条（IDおよびパスワードの管理責任）

1. サービス利用者のID及びパスワードは、高崎わいわいひろば（及びザ・ビジネスモール）のユーザー登録した際のID・パスワードを使用します。管理者のIDおよびこれに対応するパスワード並びに、個人認証を条件として当サービスを利用する権利を、事務局が別途定める場合を除き、他者に使用させず、他者と共有あるいは他者に許諾しないとともに、管理者のIDおよびこれに対応するパスワードの使用および管理について一切の責任を持つものとします。
2. 事務局は、サービス利用者のIDおよびこれに対応するパスワードが他者に使用されたことによって当該サービス利用者が被る被害については、当該サービス利用者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。
3. サービス利用者は、自己の設定したパスワードを失念した場合、ビジネスモール画面より、パスワードの再送を行なうものとします。

### 第20条（私的利用の範囲外の利用禁止）

1. サービス利用者は、事務局が承認した場合（当該情報に関して権利をもつ第三者がいる場合には、事務局を通じ当該第三者の承諾を取得することを含む）を除き、当サービスを通じて入手したいかなるデータ、情報、文章、発言、ソフトウェア等（以下、併せて「データ等」という）も、著作権法で認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版のために利用することはできません。
2. サービス利用者は、前項に違反する行為を第三者に行わせることはできません。

### 第21条（その他の禁止事項）

1. 第20条（私的利用の範囲外の利用禁止）の他、サービス利用者は当サービス上で以下の行為をすることができません。
  - 1) 事務局もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - 2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
  - 3) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為
  - 4) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為
  - 5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、文書等を送信または表示する行為
  - 6) 当サービスによりアクセス可能な事務局または他者の情報を改ざん、消去する行為
  - 7) 他者になりすまして当サービスを利用する行為
  - 8) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または他者が受信可能な状態におく行為
  - 9) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為
  - 10) 他者に対し、嫌悪感を抱かれるような広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為、もしくはそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為
  - 11) 他者の設備または当サービス用設備（事務局が当サービスを提供するために用意する通信設備電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいい、以下同様）に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為（与えるおそれのある行為を含む）
  - 12) 本人または事務局の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により他者の企業情報を収集する行為
  - 13) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せず、その他当該法令に違反する、または違反するおそれのある行為
  - 14) 上記各号の他、法令、この利用規約もしくは公序良俗に違反する行為、当サービスの運営を妨害する行為、事務局の信用を毀損し、もしくは事務局の財産を侵害する行為または他者または事務局に不利益を与える行為
  - 15) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含む）が見られるデータ等へリンクを設定する行為
  - 16) 上記各項の行為に準ずる行為
  - 17) その他、事務局が不相当と判断する行為
2. サービス利用者が本章に定める規定に反する行為をしたときは、当該サービス利用者は、関連する法律、規則、政令、条例等の法規に定めるところに従い、損害賠償責任を負うことがあるほか、第5章 第28条（利用規約違反等への対処）に定める措置を受けることがあります。

## 第5章 運 営

### 第22条（事務局によるIDの一時休止等）

- 事務局は、以下のいずれかの場合は、当該サービス利用者との了承を得ることなく、当該サービス利用者へ付与したIDの使用を休止することがあります。
  - 電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合
  - サービス利用者宛に発送した郵便物が事務局に返送された場合
  - 第8条（利用期間と継続手続き）に定める継続手続きの完了が確認できない場合
  - 上記各号のほか、当サービスの正常な運営のために必要であると事務局が認めた場合
- 事務局が前項の措置をとったことで、当該サービス利用者が当サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、事務局は一切の責任を負いません。

### 第23条（データ等の削除）

- 事務局は当サービスの運営および保守管理上の必要から、サービス利用者へ事前に通知することなく、サービス利用者が当サービスに利用したデータ等を削除することがあります。
- 第8条（利用期間と継続手続き）で定められた継続手続きをとる事なく、契約期間満了後60日経過した場合には、当サービスの情報は削除されます。
- 事務局または高崎商工会議所の登録団体が利用不可と判断した場合は、自動的に解約したものとします。
- 事務局が前項の措置を講じた場合において、その措置によってサービス利用者が何らかの損害を被ったとしても、事務局は一切の責任を負いません。

### 第24条（当サービスの内容等の変更）

- 事務局は、運営および保守管理、改善、改良など必要があるときは、サービス利用者へ事前に通知することなく、当サービスの内容・名称を変更することがあります。
- 前項の変更等によってサービス利用者が何らかの損害を被ったとしても、事務局は一切の責任を負いません。

### 第25条（当サービスの一時的な中断）

- 事務局は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、サービス利用者へ事前に通知することなく、一時的に当サービスを中断することがあります。
  - 当サービス用設備等の保守を定期的にまたは緊急に行う場合
  - 火災、停電等により当サービスの提供ができなくなった場合
  - 地震、噴火、洪水、津波等の天災により当サービスの提供ができなくなった場合
  - 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により当サービスの提供ができなくなった場合
  - その他、運用上または技術上事務局が当サービスの一時的な中断が必要と判断した場合
- 事務局は、前項各号のいずれか、またはその他の事由により当サービスの提供の遅延または中断等が発生したとしても、これに起因するサービス利用者または他者が被った損害について一切責任を負わないものとします。

### 第26条（免責）

- 当サービスの内容は、事務局がその時点で提供可能なものとします。事務局は、当サービスに利用され、あるいは提供されたデータや情報等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる責任も負いません。
- 事務局は、サービス利用者が当サービスに蓄積した、またはサービス利用者が他者に蓄積することを承認したデータ等の消失（第23条に基づく事務局による削除を含む）、他者による改ざんに関し、いかなる責任をも負いません。
- 第22条（事務局によるIDの一時休止等）、第25条（当サービスの一時的な中断）および第26条（免責）2の他、事務局は当サービスの利用により発生したサービス利用者の損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含む）、および当サービスを利用できなかったことにより発生したサービス利用者または他者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

### 第27条（当サービスの中止・廃止）

- 事務局はオンライン上に事前通知をした上で、当サービスの全部または一部の提供を中止または廃止することがあります。この場合において、当サービスの中止または廃止の事前通知は、オンライン上で表示された時点で全サービス利用者へ到達したものとみなします。
- 前項の手続をとることで、中止または廃止により損害が発生したとしても一切の責任を負いません。

### 第28条（利用規約違反等への対処）

- 事務局は、サービス利用者が利用規約に違反した場合、サービス利用者による当サービスの利用に関し他者から事務局にクレーム・請求等が為され、かつ事務局が必要と認めた場合、またはその他の理由で当サービスの運営上不適当と事務局が判断した場合は、当該サービス利用者に対し、次のいずれかまたはこれらを組み合わせた措置を講ずることがあります。
  - 利用規約に違反する行為を止めること、および同様の行為を繰り返さないことを要求します。
  - 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うことを要求します。

- 3) サービス利用者が発信または表示する情報を削除することを要求します。
  - 4) 事前に通知することなく、サービス利用者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。
  - 5) 事前に通知した上で、IDの使用を一時休止とし、または除名処分とします。(但し、事務局が緊急を要すると判断したときは、事後に通知するものとします)
2. 前項の規定は第18条(自己責任の原則)に定めるサービス利用者の自己責任の原則を否定するものではありません。
  3. サービス利用者は、第1項の規定は事務局に同項に定める措置を構ずるべき義務を課すものではないことを承諾します。また、サービス利用者は、事務局が第1項各号に定める措置を講じたことにより発生する結果に関し、事務局を免責するものとします。

#### 第29条(事務局による利用資格の停止)

1. サービス利用者が次のいずれかに該当する場合は、事務局は当該サービス利用者に事前に何等通知または催告することなく、IDの使用を一時休止とし、または除名処分とすることができるものとします。
  - 1) 第9条(利用の不承認)のいずれかに該当することが判明した場合
  - 2) 第12条(利用取消)第2項各号のいずれかに該当する事実が判明した場合
  - 3) 事務局から第28条(利用規約違反等への対処)第1項第1号から第3号のいずれかの要求を受けたにもかかわらず、要求に応じない場合
  - 4) その他事務局がサービス利用者として不適当と判断した場合
2. サービス利用者が第21条(その他の禁止事項)各号または前項各号のいずれかに該当することで、事務局が損害を被った場合、事務局は除名処分または当該IDの一時休止の有無にかかわらず、当該サービス利用者から被った損害の賠償を請求できるものとします。
3. 事務局は、第1項の措置を講じた場合において、その措置が講じられたことの結果として発生する損害については、一切の責任を負いません。

#### 第30条(他ネット利用)

1. サービス利用者は、当サービスを経由して、事務局以外の第三者のコンピュータやネットワーク(以下「他ネット」という)を利用する場合において、そのWebマスター等の管理者から当該他ネットの利用に係わる利用条件や注意事項等が表示されているときは、これを遵守し、その指示に従うとともに、他ネットを利用して第20条(私的利用の範囲外の利用禁止)各号に該当する行為を行わないものとします。
2. 事務局は、当サービス経由による他ネットの利用に関し一切の責任を負いません。
3. 当サービス経由による他ネットの利用においても、利用規約が適用されるものとします。

### 第6章 企業情報・通信の秘密

#### 第31条(企業情報)

1. 事務局は、サービス利用者の企業情報を、当サービスでの提供以外の目的のために利用しない事を義務とします。但し、以下の場合はこの限りではありません。
  - 1) サービス利用者に対し、事務局、または事務局の関係機関等の業務に活用するための電子メール等を送付する場合
  - 2) サービス利用者から企業情報の利用に関する同意を求めるための電子メールを送付する場合
  - 3) 当サービス提供のために合理的に必要な事情があり、サービス利用者の企業情報を利用する以外に他に適切な方法がない場合
  - 4) その他サービス利用者の同意を得た場合
2. 事務局は、サービス利用者の企業情報属性の集計、分析を行い、統計資料を作成し、当サービスの提供のために利用、処理することがあり、また、統計資料を関係機関等に提供することがあります。この場合、事務局は、第1項の義務を免れるものとします。
3. 刑事訴訟法第218条に基づく強制処分(令状による差押え、捜査など)が行われた場合、その他相当の理由がある場合には、事務局は、第1項の義務を負わないものとします。

#### 第32条(通信の秘密)

1. 事務局は、電気通信事業法第4条に基づき、サービス利用者の通信の秘密を守るものとします。
2. 事務局は、サービス利用者の当サービス利用記録の集計、分析を行い、統計資料を作成し、当サービスの提供のために利用、処理することがあり、また、統計資料を関係機関等に提供することがあります。この場合、事務局は、前項の義務を免れるものとします。
3. 刑事訴訟法第218条の定めに基づく強制処分(令状による差押え、捜査など)が行われた場合、その他相当の理由がある場合には、事務局は、当該処分の定める範囲で第1項の守秘義務を負わないものとします。

### 第7章 その他

#### 第33条(協議解決)

利用規約に記載の無い事項、および利用規約の解釈につき疑義を生じた事項については、その都度当事者間において、誠意を持って協議の上解決する。

第34条（専属的合意管轄裁判所）

サービス利用者と事務局との間で訴訟の必要が生じた場合、大阪地方裁判所をサービス利用者と事務局の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第35条（準拠法）

この利用規約に関する準拠法は、日本国法とします。

附 則

この利用規約は、平成26年7月1日から施行します。

平成27年1月1日改定